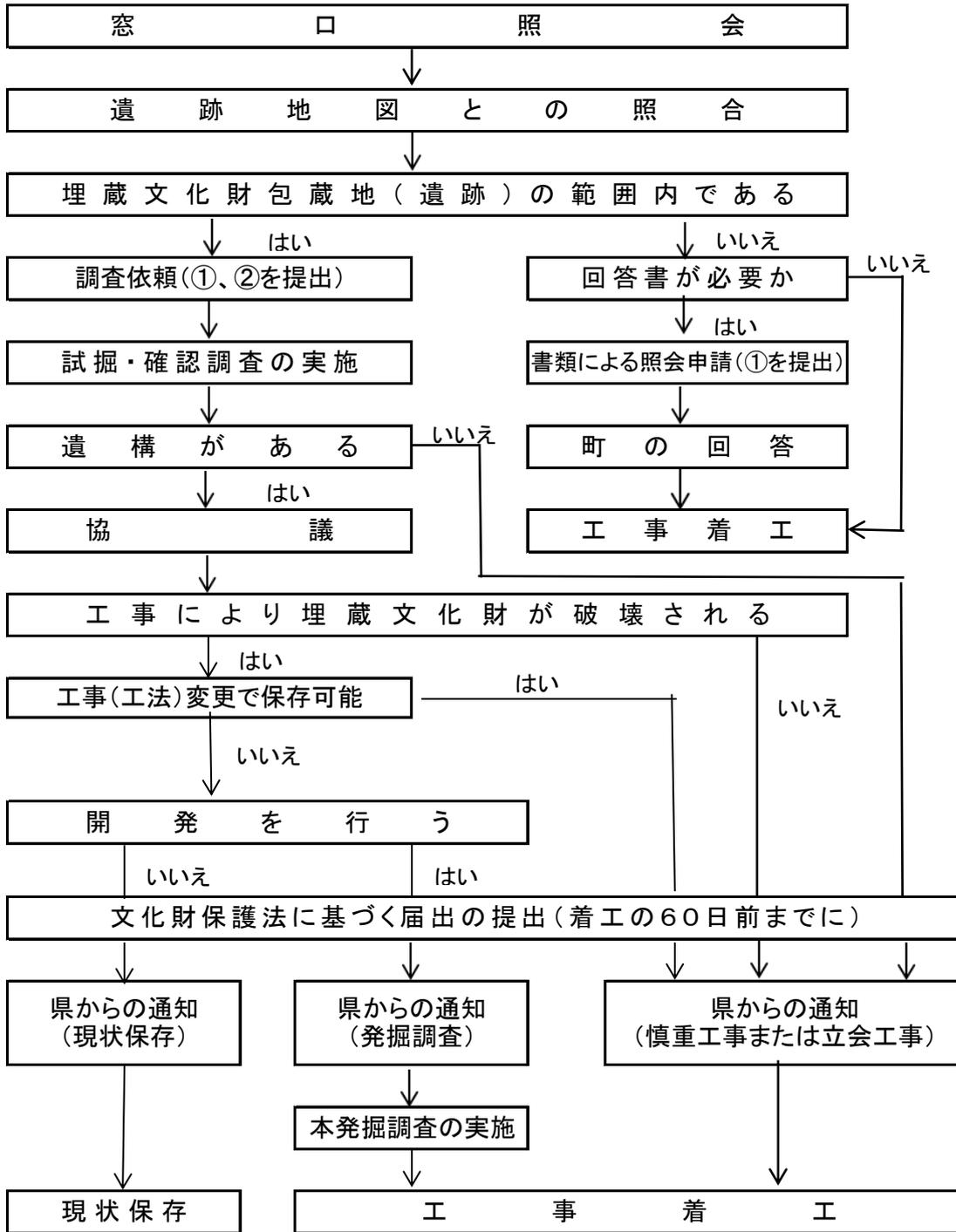


# 埋蔵文化財の取扱いについて



- ①埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて(照会)
- ②埋蔵文化財発掘の届出(通知)について

※ 埋蔵文化財は、その性質上遺跡の範囲外からも出土することがあります。  
 万一出土した場合は、現状を変更することなく、茨城町教育委員会と対応を協議すること。

## 添付書類

### ①埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱について(照会) ※2部提出

位置図(1/25, 000)、地形図(1/2, 500)、公図(写)

### ②埋蔵文化財発掘の届出(通知)について ※2部提出

※届出の内容については別記に記載してください。

※土地所有者全員分について、試掘・確認調査承諾書を提出してください。

設計図書一式(地形図、配置図、平面図、立面図、基礎図)

※配置図には浄化槽の位置や雨水浸透柵の位置も図示すること。

※開発場所の一部が遺跡の範囲内の場合、配置図に遺跡の範囲も示してください。

浄化槽仕様書(設置の場合のみ)、雨水浸透柵仕様書(他に埋める物があればその仕様書等)

切り土や盛り土をする場合はその計画図

木などの抜根や伐採がある場合はその範囲を示すこと。

※他に現状のGL(グランドライン、現状の地面の高さ)より掘下げる計画があれば提示をお願いします。

※添付書類は開発工事の内容により追加等がある場合があります。